

サービス種別	項目	東大阪市基準(新)
介護老人福祉施設	施設サービス計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
	市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間
介護老人保健施設	施設サービス計画	計画の完了の日から5年間
	居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録	記録を行った日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間	
介護療養型医療施設	施設サービス計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
	市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間
介護医療院	施設サービス計画	計画の完了の日から5年間
	居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録	記録を行った日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
市町村への通知に係る記録	通知の日から5年間	